

空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境検証委託業務仕様書

1 名称

空飛ぶクルマ社会実装検討事業・事業環境検証委託業務

2 趣旨・目的

「空飛ぶクルマ」は、電動で垂直離着陸する次世代モビリティであり、空の移動をより身近にする新たな移動サービスとして、国内外の様々な地域において社会実装に向けた検討が進められている。日本においては、2025 年の大阪・関西万博での飛行実現をマイルストーンとして検討が進められ、地方においては、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

同時に、安全・安心な空飛ぶクルマの運航に不可欠な専用離着陸場（以下、「バーティポート」という。）については、国において令和 5 年 12 月にバーティポート整備指針が示されるなど、実用化に向けての制度整備が徐々に進みつつある。

本県においても、令和 5 年度には、空飛ぶクルマの社会実装に向けた本県の目指す姿を示す将来ビジョンを策定するとともに、令和 6 年度は将来ビジョンの実現に向け具体的に検討していくため、有望ルートや離着陸場候補地等の調査、ビジネスモデルの検討など、事業環境の整備に向けた検討を推進したところ。

本県において有望と想定される飛行ルートがビジネスとして成立するのか、サービス上の蓋然性等を明らかにすることで、本県におけるビジネスの担い手の参画をさらに促すことを目的に、実機を使用した検証業務を実施するものである。

3 期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

1) 実証計画の策定・具体化

- ・ 令和 6 年度に検討・整理したビジネスモデルについて、実際の飛行を見据えた具体的な実証実験の実施フローを策定する。また、運航事業者に限らず、地上モビリティとの接続を見据えたステークホルダーの整理等、実証実施体制や役割分担を明確化する。
- ・ 運航事業者等のステークホルダーとの協議（MTG 形式による協議、及び協議とりまとめ含む）を踏まえ、実証計画の精緻化を図るものとする。
- ・ ビジネスの担い手の参画を促すことのできるよう、効果的かつ詳細な実証計画を検討するものとする。なお、以下の項目例以外にも受託者が効果的と判断するものは積極的に提案し、発注者との協議により計画内容に取り入れること。

（実証計画の項目例）

- ・ 実証実験での検証の対象とするビジネスモデルの具体化（令和 6 年度業務成果を念頭に）
- ・ 具体的な実証実験実施フローの策定
- ・ 実証実施体制・役割分担の策定
- ・ 実証詳細スケジュールの策定
- ・ 当日の工程表の策定
- ・ プロモーション施策の具体化
- ・ 実証時の飛行ルートの検討
- ・ 検証項目・指標（KPI）の具体化 等

2) 実証実験に際した事前準備

- ・ 1) で策定した実証計画に基づき、実証実験に必要な対応事項を棚卸しするとともに、必要な諸手続を実施するものとする。なお、以下の項目例以外にも受託者が効果的と判断するものは積極的に提案し、発注者との協議により内容に取り入れること。3) 業務で行うことが効率的である手続きがある場合には、3) 業務に含むものとする。

(想定項目例)

- ・機体や機材の選定・取得（＊） ・離着陸場所の確保・申請（＊）
 - ・必要な許可手続きの実施（＊） ・離着陸場所の周辺関係者への説明（＊）
 - ・乗客（モニター）の募集・問い合わせ対応 ・賠償責任保険等への加入
 - ・その他、準備から終了までの輸送、組立、解体、運航、燃料、安全対策などに関わる必要な一切の手配
- ・実証実験が効果的なものとなるよう、県の広報媒体も効率的に活用しながら、広報等のプロモーション施策を実施するものとする。

3) 実証実験の実施・運営

- ・業務期間中、概ね1～2日程度（予備日含む）、空飛ぶクルマを模したヘリコプターによる実証実験を行うものとし、検証項目に基づく必要なデータを取得するものとする。なお、以下の例以外にも受託者が効果的と判断するものは積極的に提案し、発注者との協議により内容に取り入れること。
(取得データ例)
 - ・天候 ・騒音 ・風の影響（風速や風向）
 - ・金額感 ・地上モビリティとの接続性 ・地上と比較した移動時間の比較 等
 - ・乗客（モニター）を乗せた実証実験を行うものとする。対象とするモニターや選定方法については、業務の趣旨に照らし、効果的な手法を受託者で提案すること。実証実験に際しては、モニターに対してアンケートを取得するものとし、業務の趣旨に照らし、検証に足るアンケート内容を提案するものとする。なお、乗客に対して搭乗料金等は徴収しない。
 - ・実証実験中、ビジネスの担い手の関心度に繋がるよう、上空から地上の様子を動画で撮影するものとする。データは成果報告に含めること。
 - ・複数回飛行し、検証精度を高めるものとする。
 - ・準備を含めた実証実験に必要となる人件費、燃料費、車両費、交通費等は全て委託料に含めるものとする。
- * 検証するルートは次のとおりとする。なお、提案者が追加で別のルートを提案することも妨げないがその場合においても必要経費は全て委託料に含むものとする。
(検証するルート)
- 甲府市内及びその周辺エリア⇄富士北麓エリアにおける2地点間飛行
 - 富士北麓エリアでの遊覧飛行

4) 実証実験の結果のとりまとめ・成果報告

- ・3) で取得したデータやアンケートを分析し、空飛ぶクルマを想定したビジネスモデルにおけるステークホルダーごとの課題や対応策を整理の上、必要な提言を行うものとする。
- ・実証実験の実績をとりまとめ、成果報告書を提出するものとする。

5) 推進ネットワークの企画・運営支援

- ・「やまなし空の移動革命・社会実装推進ネットワーク」（以下、「推進ネットワーク」という。）の企画・運営を支援すること。
- ・推進ネットワークの集まりは3回程度（講師を招いた勉強会やワークショップなど）を想定しその活動が有益なものとなるような企画内容について、県に助言すること。また、有益となる外部講師や事業者・団体・枠組みなどは、専門的な見地から積極的に委託者に提案・紹介し、連携の促進を図ること。
- ・1) ～4) 業務において、推進ネットワーク参加者の参画の方法があれば積極的に提案すること。
- ・実証実験の内容（成果）について、推進ネットワークの活動の中で発表を行うものとし、発表資料は受託者が作成するものとする。なお、発表に際して必要となる費用（交通費等）は委託費に含める。
- ・推進ネットワークの運営に際しては、委託者と適宜役割分担の上、運営を行うこと。
- ・なお、会場費や講師の謝礼・交通費は委託費に含めるものとする。

＊令和 6 年度の会議開催実績を参考とすること。

(役割分担案) ●：主担当 △：実施支援

項目		委託者	受託者
準備	会議の設計（年間のゴール、各回のゴール・アジェンダ設定等）	●	●
	会議資料の作成	●	●
	会場・外部参加者（講師等）の手配	●	－
	会議開催案内の発信	●	－
開催	司会進行	●	－
	議論のファシリテート	●	△
開催後	議事概要の作成	●	－
	議論の進捗管理（今後の展開、課題及び対応の方向性整理等）	●	△

5 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

ア) 成果品及び納期

- ・事業完了届（納期：令和 8 年 3 月頃）
- ・成果報告書（納期：令和 8 年 3 月頃）

イ) 納品方法

- ・事業完了届 1 部（紙及び電子媒体）
- ・成果報告書 1 部（紙及び DVD-R 等による電子媒体）

＊電子媒体は、編集が可能な Microsoft Word、PowerPoint 等のファイル形式と PDF 形式の 2 種類とすること。

ウ) 納品場所

山梨県新価値・地域創造推進局リニア・次世代交通推進課（山梨県庁北別館 5 階）

6 著作権及び使用料等

- ・本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、すべて委託金額内に含むものとする。本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で利用できるものとするとともに、著作権人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果品に使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

7 その他

- ・委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについて、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、作業スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を得ること。業務の実施にあたっては、委託者と十分協議した上で実施するものとする。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- ・関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。

- 本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、委託者が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するが、業務完了時には速やかに返却すること。
- 委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。
- 本仕様書については、プロポーザルの結果、契約締結候補者となった者と委託者との間で再度協議の上、双方の合意が得られた内容に修正した上で、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。